

介護職員等処遇改善加算に基づく取組について

(1)取得している加算（令和8年6月～）

- ・紫雲閣（特定施設入居者生活介護）：処遇改善加算Ⅱロ
- ・ひまり（通所介護）：処遇改善加算Ⅰロ
- ・ふくろう（通所介護/短期入所生活介護）：処遇改善加算Ⅱロ
- ・紫雲閣居宅介護支援センター：処遇改善加算

(2) 賃金改善以外の処遇改善に関する取組

【入職促進に向けた取組】

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現の為に施策・仕組み等の明確化
- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修の為に制度構築

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者、担当者等によるキャリア面接等、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇の取得促進の為に、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている。

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・介護職員の身体の負担軽減の為に介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

【生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組】

- ・厚生労働省が示している『生産性向上ガイドライン』に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている。
- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している。
- ・介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット、スマートフォン等）の導入。
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担う等、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
- ・各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針等、介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供